

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省保険局保険課）

項目名	後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入に伴う支払基金の業務に係る非課税措置の継続		
税目	印紙税		
要望の内容	<p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、健康保険法（大正11年法律第70号）等の改正を行い、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みを導入することとしている。今般、当該仕組みに関する支払基金の業務（後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、<u>保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務</u>）について、印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条に基づく非課税措置を講じる。</p> <p>&lt;関係条文&gt;                  健康保険法（大正11年法律第70号）第101条、第152条の2                  高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第124条の2第1項、第124条の4第1項、第124条の5、第139条第1項第3号                  印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条第1項第3号、別表第三</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— ( —	百万円 百万円)
(改正増減収額)	( —	百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>医療保険制度では、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険法第101条等に基づき出産育児一時金を支給しており、平均的な標準費用を全て賄えるよう、令和5年4月より、支給額を42万円から50万円に大幅に増額したところである。</p> <p>本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎える中、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金の増額と併せて、令和5年通常国会において成立した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等に基づき、令和6年4月より、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みを導入することとしている。</p> <p>これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項において、社会保険診療報酬支払基金の業務として、「後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対して出産育児交付金を交付する業務並びにこれに付帯する業務」を新たに位置づけることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>印紙税法別表第三においては、社会保険診療報酬支払基金が作成した「高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書」については、印紙税を課さないこととされており、当該事務についても同様に印紙税を課さないこととする必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
<p>政策の達成目標</p> <p>出産育児一時金の支給を通じて、妊婦が安心・安全に出産できる環境整備を図る。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>		
		<p>政策目標の達成状況</p> <p>—</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	